

目撃状況等確認項目

● 警察における取扱いについて

犯行の状況等を明らかにするため、皆様のご協力をお願いします。

1 警察で作成する書類等

警察では、被害者が届け出る「被害届」、目撃状況等を書面にする「供述調書」被害の場所や目撃場所等を明らかにする「実況見分」、犯行の状況を裏付ける「防犯カメラ」映像の確認、「被害品の写真撮影」等の活動があります。

被害状況等により、作成書類に違いがあります。

2 捜査について

犯行の態様等により、「任意捜査」若しくは「強制捜査」となりますが、強制捜査となった場合は、裁判所の令状請求や事件送致に時間的な制約があり、店舗内の実況見分や目撃状況の聴取等、早急な対応をお願いすることがあります。

3 時間負担軽減

事件書類の作成に、ある程度の時間を要しますが、事前に下記①～⑥までのポイントを把握されていると時間の短縮にもつながります。上記内容をご理解のうえ、目撃状況の申告や防犯カメラの確認等が速やかに行えるようご協力をお願いします。また従業員の皆様方にも、本資料を活用してご指導をお願いします。

4 用意していただきたいもの

認印、店舗内の凶面、被害品の商品名や販売価格が分かるレシート等

以下確認項目等

① 被害者

住居、職業、氏名、年齢、電話番号

※ この項目については、店舗の責任者が変更にならない限り変わらない事項です。責任者が不在の場合でも、確認できるように準備をお願いします。

② 被害店舗の正式名称

※ この項目についても、店舗の変更がない限り変わらない事項です。責任者が不在の場合でも、確認できるように準備をお願いします。

③ 被害時間等

犯人の入店時間や商品をバッグ等に入れた時間、店外に出た時間、呼び止めた時間等

※ 犯行時間等については、目撃者の供述や防犯カメラの映像を警察で確認します。防犯カメラ映像の確認ができるように操作方法等の確認をお願いします。

④ 被害の模様・目撃状況等

いつ、誰が、〇〇売場で、何を盗んだのか、誰が目撃したのか

※ 上記の内容を確認できるように、従業員の方々にご指導をお願いします。

⑤ 被害品

品名、個数、販売価格（税込み）、特徴

※ 警察官が被害品を1点1点確認します。自分の店舗の商品であるか、犯行を目撃している商品であるか等を確認します。

⑥ 犯人

概ねの身長、概ねの年齢、体格（やせ型、普通等）、髪型（長髪、茶髪等）服装、その他の特徴

声をかけた時の言動、犯行を認めているか否か

※ 氏名の確認等も含め、強制的にならないよう留意してください。

● 万引き防止対策について

万引き防止には、「万引きさせない店づくり」が大切です。警察には万引き防止のための冊子やポスター等もありますので、お近くの警察署にご相談ください。